

バイク・軽自動車などの廃車や名義変更は3月末までに手続きを

軽自動車税（種別割）は、毎年4月1日現在の登録所有者に課税されます。廃車、譲渡などにより、すでに車両を所有していない場合でも、手続きをしない限り軽自動車税（種別割）は引き続き課税されます。4月2日以降に各届け出先で手続きをしても、月割課税制度ではないため、その年度分の税金が課税されますので、3月31日（土・日曜日の場合は前開庁日）までに手続きをしてください。

なお、3月は窓口が大変混雑しますので、日にちに余裕を持って手続きをしてください。

●手続きが必要となる場合

- ①車両を譲渡した ②使わなくなり処分する（した）
③盗難被害に遭った ④所有者が死亡した など

●届け出先

車種	届け出先
原動機付自転車 (排気量 125 cc以下)	税務課 高田 798 番地 ☎32-1103
小型特殊自動車 (農耕作業用トラクター・トレーラ、フォークリフトなど)	
軽二輪 (排気量 125cc を超え 250cc 以下のもの)	中部運輸局 岐阜陸運支局 岐阜市日置江 2648 番地の 1 ☎050-5540-2053
二輪小型自動車 (排気量 250cc を超えるもの)	
軽自動車	軽自動車検査協会 岐阜事務所 羽島市福寿町千代田三丁目 83 番地 ☎050-3816-1775

※届け出に必要なものについては各届け出先にお問い合わせください。

軽自動車税についてのお知らせ

●各種車両の登録について

公道を走行しない車両でも軽自動車税（種別割）の課税対象となるため、登録の申告をしてナンバープレートを取り付ける必要があります。なお、すでに車両を所有している場合で未申告の場合は、速やかに申告をしてください。また、下記の車両については申告を忘れやすいのでご注意ください。

- 農作業用トラクター・トレーラ、フォークリフトなどの小型特殊自動車
○ペダル付き原動機付自転車

●県外で廃車、住所変更、名義変更をしたとき

養老町で課税されている 125 cc を超える二輪車や軽自動車について、岐阜県外で登録内容を変更した場合は、養老町での課税を止める（税止め）手続きが必要です。

●臨時運行許可（仮ナンバー）申請について

未登録や車検切れなどの車両を臨時で運行する場合、申請により仮ナンバーの交付を受けることができます。申請の際に提示する自動車車検証や自賠責保険証明書が電子交付されている場合、自動車車検証については自動車検査証記録事項の写しを、自賠責保険証明書については引き続き原本を書面で提示してください。

手続きの方法など、詳しくは町ホームページをご覧ください。

問 税務課 ☎32-1103